

米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会（臨時・書面開催）の概要

開催日時：令和5年1月24日（火）

案 件：近畿中部防衛局及び京丹後市による対応の検証結果について

【近畿中部防衛局からの説明要旨】

1 対応の検証

- ・ 近畿中部防衛局（以下、「防衛局」という。）が今回の事故を、実際には怪我人が出た事故であったにもかかわらず、直近の連絡会で件数等を報告する事故に該当すると判断したのは、警察から物損事故であるとの情報を得ていたこと、及び怪我人はいないとの思い込みにより、米軍に対して詳細な事実確認を迅速に行わなかった受け身の対応が要因である。
- ・ これらを踏まえた今回の教訓として、防衛局として改善すべき点は、米軍関係者による交通事故の情報収集に対する受け身の対応の解消、第25回安全・安心連絡会（令和2年12月）で整理した「交通事故に関する情報提供の考え方」（以下、「考え方」という。）の適切な運用の確保のための関係機関との連携強化であると考え、再発防止に向けた取り組みを行った。

2 再発防止に向けた取り組み

（1）近畿中部防衛局長による関係職員に対する指導

- ・ 経ヶ岬通信所の設置・運用に係る地域住民の安全・安心の確保に向けて責任ある立場として、積極的な姿勢で情報収集に努めることなどについて、局長から関係職員に対する指導を行った。

（2）「考え方」の適切な運用の確保

- ・ 「考え方」については、防衛局のみでその適切な運用を確保できるものではなく、米軍を含む関係機関の、それぞれの立場からの協力が必要不可欠である。
- ・ 防衛局は、米軍関係者に対する交通安全講習会を開催し、米軍との間で、今回の事故を踏まえた交通安全対策の徹底を図るとともに、連絡会で整理した「考え方」を改めて説明し、今後の連携の必要性・重要性に対する認識を共有した。また、連絡会で整理した「考え方」を踏まえた事故情報の提供について、米軍としても真摯に対応する旨の回答があった。
- ・ さらに、米軍が関係する交通事故について、今回の検証を踏まえ、地元の皆様への情報提供を行うとの重要な役割を担う防衛局に対する適時適切な情報共有を含め、関係機関が緊密に連携しつつ対応していくことを確認した。
- ・ 防衛局としては、関係機関等から得られた重要かつ貴重な情報を総合的に整理し、「考え方」に基づく速やかな情報提供、直近の連絡会での報告のいずれに該当する交通事故かを責任を持って判断するとともに、「考え方」にある「判断に迷う場合の速やかな情報提供」の柔軟な活用を含め、その適切な運用に努めていく。

(3) 交通安全対策推進チームの設置

- ・ 防衛局は、再発防止に向けた取り組みの徹底を今後とも組織として十分に担保していくため、「交通安全対策推進チーム」を設置することとした。交通安全対策に関わる業務及び事故発生後の対応を所掌する部署をチームとして集約することにより、確実かつ迅速な対応が実現できるものと考えている。

【防衛局の検証に対する意見要旨】

- ・ 前回の連絡会において、今回の事故およびその経過について報告を受ける中で、地域住民の安全・安心の確保を徹底する、そしてその更なる充実を図っていきたいという意味で検証をお願いした。
- ・ 今回は、それを受けて丁寧で誠実な検討をいただき、安全・安心のために様々な再発防止に向けた取り組みを提示いただいたことに感謝。
- ・ その上で、今後、受け身の対応や思い込みなどを排して、米軍はじめ関係機関からの積極的な情報収集、連携強化を図っていくということ、また、交通安全講習会を速やかに開催して、その中で米軍に対し、今回の事故を踏まえた認識の共有を図り、情報収集について米軍からも連携をしっかりとっていくとの回答を得られたこと、そして事故があったときには情報提供するというのを防衛局と米軍との間で共有いただいたことは、大きな前進の一步と受け止めている。
- ・ さらに、交通安全対策推進チームの設置についても、単に今回の検証を検証で終わらせることなく、運用上の組織を設けて、より充実した安全・安心確保のための体制を作っていくという防衛局の姿勢・気概の現れと受け止めている。
- ・ 地元としても、できる限りの協力をしていきたい。連絡会で整理した「考え方」の適切な運用が一層進むよう、米軍をはじめ、関係機関各位におかれても、防衛局のチームに協力を頂けるよう、地元として願うばかりであるし、市としても協力していきたい。

(京丹後市長)

- ・ 交通安全対策について、米軍が自らの事故を認識して再発防止策を講じていくこと、地域としての必要な情報を確認しながら交通安全の取組を進めていくことが重要と考えており、そのためにも、地域としての交通安全の確保に必要な情報が適切に提供されるよう願いたい。
- ・ 防衛局におかれては、再発防止に向け、チェックリストやマニュアルの整備など具体的な対応により、連絡会で整理した「考え方」に基づき、必要な情報が適切に関係者に提供され、しっかり情報共有ができるよう願いたい。
- ・ 府民の安心・安全を守るため、交通事故に対する効果的な未然防止策の実施、米軍関係者への継続的な交通安全教育の徹底などにより、米軍関係者の交通安全に対する意識の向上及び交通安全対策の徹底をお願いしたい。

(京都府)

- ・ 防衛局におかれては、これまでの連絡会で重ねてきた議論や教訓を踏まえ、米軍関係者との事故に遭った被害者に寄り添い、手を差し伸べる姿勢を忘れないでもらいたい。
- ・ 今回の事故が発生した三津の国道の辺りは、歩行者が多く危険なので、交通安全マッ

ブに反映して米軍への注意喚起に努めて欲しい。

- ・ 防衛局も米軍も、最前線に対応している担当者の取り組みに対して組織としての感度を高め、しっかりと連携しながら対応していただきたい。
- ・ 物損事故が人身事故に切り替わることはよくあること。今回もそういった事案であったと理解している。
- ・ 今回のような人と車が接触した事故については、警察が物損事故と処理していても、事故発生を知った時点で第一報をしてもらうことが重要。具体的な内容についてはその時点でわからなくても、事後に報告してもらえばいいと思う。
- ・ 今後、交通安全対策推進チームを設置してしっかりやって頂けるとのことなので、地元としては安心している。引き続きよろしくをお願いしたい。（地域住民代表）

【京丹後市からの説明要旨】

- ・ 11月8日夜、「米軍関係者による事故が発生をしたのではないかと」市役所に匿名の電話があり、翌日朝、防衛局に確認したところ、「物損事故であり連絡会で件数を報告する内容の案件」という旨の情報提供があった。
- ・ その後、11日に第三者の方から「物損事故ではないのではないかと」、また、14日（及び19日）には「米軍関係の車両と人とが接触した事故ではないか」の旨の情報提供があった。
- ・ こういった情報を受けて、17日に防衛局に情報提供するとともに事故の内容確認をお願いし、21日にも第三者からの情報を防衛局に情報提供して事実確認をお願いしたという経過がある。
- ・ 22日の段階になって、我々としてこれは人身案件であり、連絡会での件数のみの報告ではなくて、速やかな個別の情報提供が必要な案件だと判断を置きながら防衛局にその旨伝えるとともに、さらなる事故情報の精査と、その後の対応についてお願いすることとなった。
- ・ 振り返れば、歩行者と接触した人身事故の可能性の第三者からの情報に接した14日以降の時点で、防衛局との間の意思疎通の一層の徹底や、市役所内全体での速やかな情報共有をすべきであったと振り返っている。
- ・ 改めてこういった報告ルールについて、市役所内の関係者、職員間で認識を徹底して、そして連絡会で整理した「考え方」に沿った透明性のある対応をしっかりと確保したい。
- ・ 今回のことを「奇貨」として関係機関が一緒になって、さらに充実した安全・安心の図れる体制を整えていくということが大切。

【京丹後市の検証に対する意見要旨】

- ・ 市が第三者から情報を受けたからといって、防衛局からの情報を飛び越えて、市が単独で被害者に事情を聴きとることは難しいだろうと思う。
- ・ 市も防衛局の設置するチームと緊密に連携し、交通事故情報を積極的に共有を行うことにより交通安全対策の徹底に努めてほしい。（地域住民代表）

【京丹後市長からの総括発言要旨】

- ・ 改めて今回の案件については、地元への情報提供が遅れたことを遺憾に思うとともに、

被害者の方には心よりお見舞い申し上げます。

- ・ 今回の検証結果を踏まえ、まず市役所の中の運営改善についてもしっかりと図っていききたいと思うし、一番大切なのは事故防止を徹底していくことであるが、万一、事故が発生した時にも連絡会で整理した「考え方」の徹底をしっかりと図っていくことが必要。
- ・ 今回のケースを教訓・奇貨として、関係者・関係機関の間で、今まで以上に意思疎通を高め、より透明性のある対応に尽くしていきたい。
- ・ そうした一層の充実につながることで、今回、防衛局の中に交通安全対策推進チームを運用上の組織として設けていただいたことには敬意を表す。チームの活動には、米軍、警察、関係機関各位も、積極的な協力をしていただきたいと思うし、我々も一緒に取り組んでいきたい。米軍も前向きに防衛局の話を受け止めているということなので、皆でより安全・安心に暮らせる地域づくりのために尽くしていきたい。

以上

米軍経ヶ岬通信所の設置に係る
安全・安心対策連絡会(臨時)説明資料

令和5年1月
近畿中部防衛局

令和4年11月8日に発生した交通事故に係る対応の検証結果について

1 対応の検証

(1) 改めるべき事象

第25回安全・安心連絡会（令和2年12月）における「交通事故に関する情報提供の考え方（以下「考え方」と表記）」に基づき、速やかに通報をすべき事故であったにも関わらず、それが出来なかったこと。

(2) 要因

警察から物損事故であるとの情報を得ていたこと、及び怪我人はいないとの思い込みにより、米軍に対して詳細な事実確認を迅速に行わなかった受け身の対応。

(3) 改善すべき事項

- ① 米軍関係者による交通事故の情報収集に対する受け身の対応の解消
- ② 「考え方」の適切な運用の確保のための関係機関との連携強化

2 再発防止に向けた取り組み

(1) 近畿中部防衛局長による関係職員に対する指導

- 受け身の対応ではなく、責任ある立場として、積極的な情報収集に努めること。
- 米軍を含む関係機関との連携を強化して「考え方」の適切な運用に努めること。

(2) 「考え方」の適切な運用の確保

- 「考え方」の適切な運用確保のためには、関係機関の協力が必要不可欠
- 米軍関係者に対する交通安全講習会を開催 → 連絡会で整理した「考え方」を改めて説明し、認識を共有
- 防衛局に対する適時適切な情報共有を含め、関係機関が緊密に連携しつつ対応していくことを確認
- 「考え方」にある「判断に迷う場合の速やかな情報提供」の柔軟な活用を含め、その適切な運用に努める

(3) 交通安全対策推進チーム（仮称）の設置

防衛局は、再発防止の徹底を図っていくことを目的として、「交通安全対策推進チーム（仮称）」を設置。交通安全対策に関わる業務及び事故発生後の対応を所掌する部署をチームとして集約することにより、確実かつ迅速な対応を実現。

(参考) 令和4年11月8日に発生した交通事故に係る対応の経緯・経過

- 11月9日(水)、近畿中部防衛局は、京丹後市から照会を受け、関係機関に事実関係を確認した。
 - ⇒ 警察からは、11月8日(火)18時頃、米軍関係者の運転する車両と歩行者が接触する事故が発生した、物損事故であるとの情報を得た。
 - ⇒ その後、米軍からも、車と人との接触事故が発生したとの情報を得た。
- 同日、近畿中部防衛局は、本件事故について、以上の情報に基づき、第25回「米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会」(以下、「連絡会」という。)で整理した「交通事故に関する情報提供の考え方」(以下、「考え方」という。)に照らして、地元への速やかな情報提供が必要な事故ではなく、直近の連絡会において件数等を報告する事故に該当すると判断。京丹後市からの照会に対し、物損事故である旨を回答した。
- 11月17日(木)以降、近畿中部防衛局は、日本側当事者が怪我を負う事故であった可能性を示唆する関係機関以外からの情報に接し、警察に再度照会したものの、新たな情報は得られず、米軍に詳細な事実確認の照会を行ったところ、同月23日(水・祝)、当該事故で怪我人が出ている旨の情報を新たに得て、翌24日(木)、連絡会で整理した考え方に照らして速やかに地元へ情報提供すべき事故であると判断を改めた。
- 11月28日(月)、近畿中部防衛局は、関係自治体等に対し、「11月8日(火)18時頃、京丹後市網野町三津の国道178号線上において、米軍関係者の運転する車両のサイドミラーと歩行者が接触し、歩行者が切り傷を負う事故が発生した。当該事故を受け、11月13日(日)に米側関係者が被害者を訪問し、謝罪するとともに加入保険等を活用して対応する旨説明した」旨を情報提供した。
- 同日、日本側当事者は、怪我の診断書を京丹後警察署に提出した。(物損事故から人身事故への切り替え)
- 11月30日(水)、近畿中部防衛局は、第33回連絡会において、事故概要を報告した。
- 12月3日(土)、近畿中部防衛局は、日本側当事者を訪問し、今後、米側との調整で困る事等があれば相談いただくよう説明した。

交通事故に関する取り組みについて

防衛局としては、①交通事故に関する情報提供の考え方を整理し、これに加え、②米軍が地元に対して、野生動物の目撃など事故の未然防止につながる情報を自主的に提供し、米軍と地元との相互の積極的な情報交換に取り組み、米軍自らの交通事故の未然防止とともに、地元の交通安全対策に寄与するよう努める。

I 交通事故に関する情報提供の考え方について

1 交通事故については、原則として、可能な限り速やかに、情報提供を行う。

2 ただし、次に掲げる事故については、直近の安全・安心対策連絡会において、件数等を報告する。

※ 以下に示す事故の例は、物損事故であって、人身事故（運転手・同乗者の傷害、後日判明分を含む）を伴うもの、著しい速度超過（自衛隊車両等の運行に関する違反があった場合の公表の例による）、飲酒運転（酒気帯び含む）、無免許、ひき逃げ、あて逃げ、煽り等を原因とする運転及び社会的な影響（家屋への飛込み、電柱倒壊、踏切での事故等）のあるものを除く。

（事故の例）

- ・ 車両との接触
- ・ 自転車との接触
- ・ 視線誘導標への接触
- ・ ガードレールへの接触
- ・ 石垣、縁石への接触
- ・ 分離帯、安全島への接触
- ・ 橋梁、橋脚への接触
- ・ 門扉への接触
- ・ 側溝への脱輪
- ・ 電柱への接触
- ・ 外灯柱への接触
- ・ 標識への接触
- ・ カーブミラーへの接触
- ・ 外壁、フェンスへの接触
- ・ ブロック塀への接触
- ・ 樹木への接触
- ・ 雪塊への接触
- ・ グレーチングへの接触 等

3 なお、上記の運用において、防衛局が判断に迷う事故が発生した場合には、上記1の原則に則り、可能な限り速やかに、情報提供を行う。

II 地元への交通安全対策に資する情報提供について

○ 米軍は、地元に対して、野生動物の目撃等や道路の破損など事故の未然防止につながる情報を自主的に提供し、米軍と地元との相互の積極的な情報交換に取り組み、米軍自らの交通事故の未然防止とともに、地元の交通安全対策に寄与するよう努める。

（背景）

地元から野生動物の目撃等に関する情報をいただき、米軍に情報提供。その後、米軍からも同様の情報提供があり、地元で情報提供したところ、地元としても非常に有意義であったとのご意見。

その後、地元と意見交換をさせていただく中で、地元より、交通事故に関する情報提供の考え方を京丹後市と整理して、スタートさせること及び野生動物の目撃に関する情報のやりとりのように、交通安全に資する情報を相互に交換することが、非常に有益であるとのご意見。